

虐待の罪

政治経済学部 1 年 伊藤直哉

目次

0. 社会認識、理想社会像、問題意識
1. 児童虐待の定義
2. 児童虐待の障害の程度の判定基準
3. 「児童虐待」という認識の広まり
4. 児童虐待の数
5. 虐待が子どもに及ぼす影響
6. 精神に支障をきたすプロセス
7. 虐待の実行者
8. 児童相談所の職員数
9. 児童相談所の職員の専門性
10. 児童相談所の職員の問題
11. 養育者が虐待をする原因
12. 児童相談所職員の専門性の不足
13. 児童養護施設の逼迫
14. 解決の方向性
15. 養育者への育児知識の提供
16. 児童相談所の職員の増員
17. 児童相談所職員の専門性の向上
18. 児童養護施設職員の増員

0. **社会認識、理想社会像、問題意識**

昨今、女性の社会進出が増えたり核家族化が進行したりした。かつて女性は専業主婦として家庭のなかにとどまって子どもの世話をするということが当たり前であった。しかし、80 年代以降、働く女性が増加し、90 年代半ばには女性の労働力人口は、人口全体の過半数を占めるようになった。この女性労働人口の増加傾向は現在も続いている。女性は家事と子育てをしていればよい状況ではなくなった。女性は、家事をこなし、仕事に従事し、さらに子育てをするという状況にあるのだ。核家族化とは一組の夫婦と未婚の子どもだけによって構成される家族のことをさす。この核家族化により、祖父母による育児の手助けを得にくくなった。このことが母親の育児のストレスを増加させている。実際、祖父母がいる家庭で虐待をしていた家庭は 10%にも満たなかった。以上のような影響により、母親の子育ての負担が以前よりも増加したのである。

理想社会は「安心が担保される社会」である。安心は人格形成を行う上で重要である。アイデンティティの形成がなされる場というのは様々あるが、家族は子どもと血がつながっていて、子どもに無償の愛情を注いでくれる。子どもにとって家族の親密度が一番高い。そのため、家族はアイデンティティの形成において重要である。また、最小の単位である家族から、他の社会に出るために必要なことがアイデンティティの形成である。そして、アイデンティティを形成する上で最も重要な家族内において、子どもが虐待によって人格形成を阻害されることは安心が担保されておらず問題となる。

現状分析

次に児童虐待の現状分析を述べる。まず、児童虐待がどのように定義されているのかを示す。

1. 児童虐待の定義

児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）の第 2 条にその定義が記載されている。

「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ）について行う次に掲げる行為をいう。

また、虐待は 4 種類に分けることが出来る。

身体的虐待：児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

性的虐待：児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

ネグレクト：児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

心理的虐待：児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

まとめると、「虐待とは、保護者が監護する 18 歳未満の子どもに対して身体的、性的、心理的に虐待、又はネグレクトをすること」となる。虐待の定義を厳密に決めることはしつけと虐待の線引きが引きにくいという点で難しいといえる。もちろん、性的虐待は許されざる行為であることは共通の認識としてみてよい。しかし、子どもに対して叱るために怒鳴ることは虐待に当てはまるのだろうか。この答えはその行為が継続的であれば「当てはまる」である。なぜなら、怒鳴ることは子どもを怯えさせ、エスカレートすると精神障害につながるからである。また、しつけのためにつねったり、はたいたりすることも虐待に当たる。なぜなら、子どもは、親等の主たる教育者が論理的に子どもを納得させること

が出来ず、暴力によりその子どものした悪さを正そうとされると、「悪い子（もの）には暴力で教えるのだ」という思考回路を身につけてしまうからだ。他にも、大人は怖いもの等という刷り込みが植えつけられてしまうことにより、疑心暗鬼に陥る可能性があることはもちろんのこと、攻撃性を身につけ、思春期後にその攻撃性が発現することが指摘されている。最後にしつけについて述べる。しつけとは、その子にどう育ててほしいのか、何を身に付けてほしいのか、家族や社会が期待していることを、その子が自主的、自発的に動けるよう教えていくこと。期待する行動が習慣になって、考えなくても自然とできるようになることがしつけといえる。

2. 児童虐待の障害の程度の判定基準

児童虐待は程度により 4 つに分けられる。

(障害の程度の判定基準)

1. 生命の危機あり：身体的虐待等によって、生命の危機に関わる受傷、ネグレクト等のため、衰弱死の危険性があるもの。

2. 重度虐待：今すぐには生命の危険はないと考えられるが、現に子どもの健康や成長、発達などに重要な影響を生じているか、生じる可能性があるもの。

①継続的医療を必要とするほどの外傷がある(幼児で打撲傷がある、骨折、裂傷、目の傷がある)場合。

②成長障害や発達遅滞が顕著である場合。

③生存に必要な食事、衣類、住居が与えられない場合。

④明らかな性行為がある場合。

⑤家から出してもらえない、部屋に閉じ込められている場合。

3. 中程度の虐待：継続的な治療を要する程度の外傷や栄養障害はないが、長期的にみると子どもの人格形成に重大な問題を残すことが危惧されるもの。

①今までに慢性的にあざや傷跡ができるような暴力を受けていたり、長期にわたって、身体的・情緒的にネグレクトしていたりしたために、人格形成に問題が残りそうな場合。

②現在の虐待が軽度であっても、生活環境などの育児条件が極度に不良なために、自然経過ではこれ以上改善が望めそうもなく、今後の虐待の増強や人格形成が危惧される場合。

③親に慢性の精神疾患（統合失調症、うつ病、精神遅滞、アルコールや薬物依存など）があり、子どもの世話ができない場合。

④乳児を長時間大人のいない家に置き去りにしている場合。

4. 軽度の虐待：実際に子どもへの暴力があり、親や周囲のものが虐待と感じているが、

一定の制御があり、一時的なものと考えられ、親子関係には重篤な病理がみられない。

①外傷が残るほどではない暴力行為があるもの。

②子どもの健康問題が起こすほどではないが、ネグレクトの傾向がある場合（例：子どもの世話が嫌で時々ミルクをあげないことがある）。

以上のように分けることが出来る。合計で約 33%を占める中程度の虐待以上の深刻な虐待の場合には何かしらの対策が必要だということは、精神に影響が出るということから言うことができる。さらに、軽度の虐待に関しても、親子関係に重篤な病理は見られないとされている。しかし、虐待はエスカレートすることがあるため、軽度の虐待であっても、虐待をする人に注意を呼びかけることが必要である。

3. 「児童虐待」という認識の広まり

1980 年代の専門家や研究者たち、そしてマスメディアは「児童虐待」といわれるものに今日のように注目していたわけではない。しかし、「育児不安」や「家庭内暴力」に対して専門家たちの関心が芽生えてきた時代ではある。ただし、当時の研究には、育児不安が児童虐待にエスカレートするといった、今日いわれているような関連性は示されてこない。実際、これらの研究論文の中には「児童虐待」といった文字は出てきていない。つまり、80 年代を通して、児童虐待は医療や福祉の専門家たちの間でも優先的に取り上げられておらず、マスメディアの注目を浴びていたわけではなかった。その状況が 1990 年ごろから一変する。厚生省は毎年、児童相談所における虐待の相談処理件数を集計し発表するようになった。民間の虐待防止の団体が各地で結成された。マスメディアも児童虐待に関する特集を組み始めた。こうした結果、短期間のうちに或る事態が道徳的価値にとって脅威であると人々に受け止められ、社会的な関心や不安あるいは憤怒が高揚する状態、つまりモラル・パニックが発生した。以上のような段階を経て、児童虐待の認識が広く一般に定着した。そして、こうした世論の虐待への関心の高さが、2000 年の児童虐待防止法の制定に結びついた。児童虐待防止法は児童への虐待を禁止し、虐待を受けた児童を早期に発見・保護して、自立を支援するための法律である。こうした制定をメディアが報じることにより、さらなる世論の高まりを生み、近隣住民の意識を高め、近隣住民が多く通報するということにつながり、結果として現在にも見られるような児童虐待の通報件数が激増した。

4. 児童虐待の数

近年、虐待の相談対応件数（通報件数）は増加傾向にある。児童虐待の統計は、統計を取り始めた平成 2 年の約 1,000 件に比べ、平成 23 年の通報件数は約 60 倍の約 60,000 件となっている。

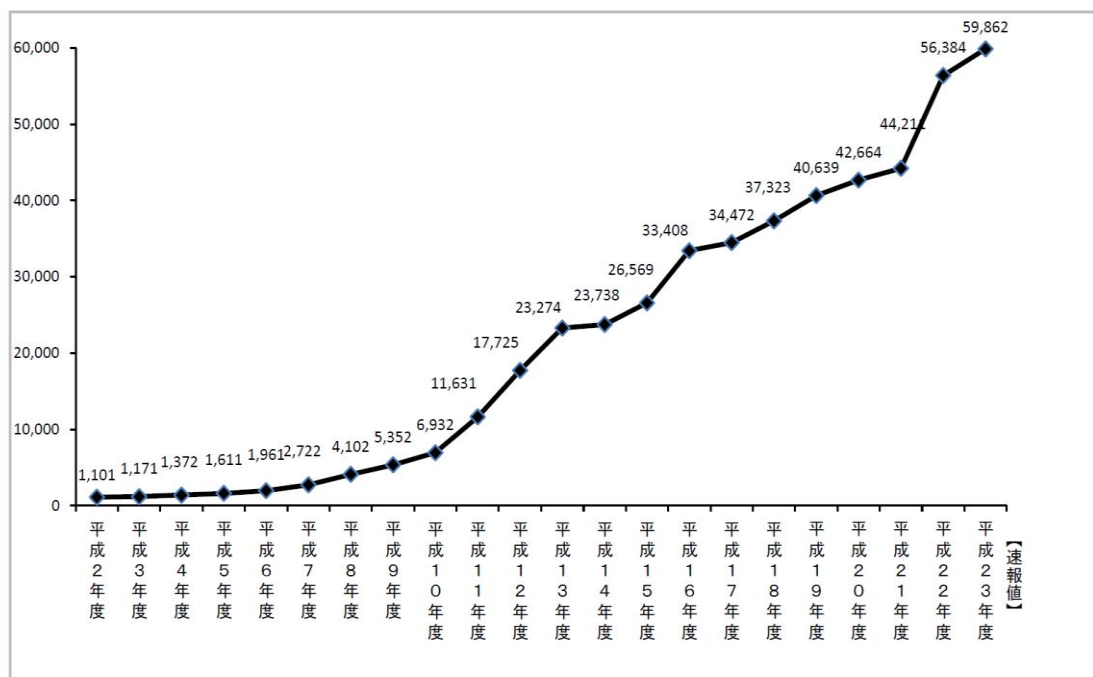


図 1 児童虐待の相談対応件数（縦軸：件数 横軸：年度）
（厚生労働省より）

しかし、実際に児童虐待の数が増加しているかどうかはわからない。専門家によっても意見が分かれており、詳しいところはわからないというのが実情である。これは年間あたりの死亡件数が約 50 人を推移していることから言える。つまり、死亡者数に変化が見られない以上、虐待の絶対数は変化していないという意見である。それでは、なぜ通報件数が増加したのだろうか。現在、民間団体(オレンジリボン運動など)や関係省庁(厚生労働省など)の運動やマスコミの報道効果により世間の虐待に関する認知度は高まっており、それに伴って周囲の人間の通報が多くなったと指摘されている。ただし、核家族化や女性の社会進出による児童虐待の発生要素の増加も指摘されているため、件数は増えているという見方が出来る。

5. 虐待が子どもに及ぼす影響

そもそも、子どもが虐待を受けることにより、いったいどのような悪影響が出るのだろうか。虐待を受けた子どもの以下に被虐待児が受ける影響をまとめた図を次のページに示す。

被虐待による精神の状況を見ると、「特になし」「不明」「無回答」の 5,155 人を除いた 2,953 人(36,4%)が被虐待による精神の影響があった。また、他のデータには少年犯罪を起こしたこどもの約 7 割が虐待を受けた経験があるというデータもある。つまり、虐待を受けることは子どもに悪影響を与えることになる。

『表 77：性別・虐待種別と被虐待による精神の状況』

	サンプル数	知的発達遅れ	身体発達遅れ	不安、怯弱	うつ状態	無感動や無反応	強い攻撃性	習癖異常	食行動上の問題(むちゃ食い、拒食など)	非社会的問題行動(不登校・かみなど)	反社会的問題行動(非行など)	性的問題行動(異性への極端な嫌悪感を含む)	その他日常生活に支障をきたすような精神症状、問題行動等	特になし	不明	その他	無回答
合計	8108	420 5.2	208 2.6	1033 12.7	65 0.8	181 2.2	329 4.1	55 0.7	131 1.6	578 7.1	447 5.5	142 1.8	243 3.0	3343 41.2	848 10.5	138 1.7	964 11.9
《男女別》																	
男	4164	249 6.0	105 2.5	486 11.7	16 0.4	95 2.3	212 5.1	30 0.7	70 1.7	284 6.8	253 6.1	48 1.2	107 2.6	1711 41.1	430 10.3	66 1.6	489 11.7
女	3920	171 4.4	103 2.6	547 14.0	49 1.3	86 2.2	117 3.0	25 0.6	61 1.6	293 7.5	194 4.9	93 2.4	136 3.5	1631 41.6	414 10.6	72 1.8	457 11.7

図 2 被虐待児に見られる症状 (上段は人数・下段はパーセンテージ)

財団法人子ども未来財団児童関連サービス調査研究等事業(2009)『児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究』財団法人子ども未来財団より

6. 精神に支障をきたすプロセス

虐待を受けた子どもには身体・運動機能の発達や知的発達、パーソナリティや対人関係の発達等、広く子どもの発達に重大なマイナスの影響をもたらすことは図 2 をみればわかる。次に、虐待のなかで生じるトラウマ(精神的外傷)について考える。多くの子どもは虐待を体験することによってトラウマを抱えて生きていくことになる。トラウマとはショッキングな体験によってできた心の傷である。児童虐待の場合、災害や自己とは違い、慢性的で反復的であるので複雑な心的外傷後ストレス障害(PTSD)を示す。虐待は子どものアイデンティティの形成の時期に起こるため、子どもの自我の中心部にトラウマが生じてしまう。これをトラウマの内蔵化という。虐待された子どもは、「暴力を受け、虐待される自己」と、「暴力を加える危険な他者」という認知的な枠組み(内的ワーキングモデル)を形成する。また、このために、他者に対する基本的信頼感が形成されず、他者に対する不信感を形成しているため、たとえ自分を世話してくれる人であっても、「この人もいずれ自分を傷つけるはずだ」という信念を抱いている。また、通常感情体験にトラウマが絡むと自己を圧倒してしまうので、感情のコントロールが出来なくなってしまう。また、親子関係のなかで、感情のコントロールを学ばなかったということもあり、彼らは適切に感情を表現できない。したがって、感情爆発や感情の押し込み、自己解離状態を示す。これらが慢性的に繰り返されることで、精神障害、身体障害などを引き起こすとされているのである。そして、こうしたトラウマに起因する精神的な障害は安全性の確保や安心感の形

成、感情コントロールの形成、対人関係の修正が必要である。その役割を担っているのは、児童養護施設の職員や児童福祉司など、虐待に向き合う人たちである。

7. 虐待の実行者

どれを優先的に対策していくかを見るために、加害者の内訳を見ることにする。

	サンプル数	実父	継父	養父	里父	実母	継母	養母	里母	きょうだい
合計	6764	1654	170	270	3	3547	44	31	3	44
		24.5	2.5	4	0	52.4	0.7	0.5	0	0.7
		※1	※2	祖父	祖母	おじ	おば	その他	不明	無回答
		166	11	39	35	20	2	35	82	608
		2.5	0.2	0.6	0.5	0.3	0	0.5	1.2	9

図3 死亡した子どもの主な加害者

財団法人こども未来財団児童関連サービス調査研究等事業(2009)『児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究』財団法人こども未来財団より

図3を見ればわかるように、両親、特に母親が約半分を占めることがわかる。両親や母親の虐待により子どもが多く死亡している点を見ると、児童虐待全体についても同様のことが言えると考えられる。したがって虐待の対策を考えるとき、両親による虐待を特に見る必要があるといえることがわかった。

8. 児童相談所の職員数

現在、児童相談所の職員数は不足している状況にある。児童相談所の職員は児童福祉司や児童心理司などで構成されている。しかし、彼らの負担は大きく、彼らの約9割が最低でも現在の1.5倍の人数の確保が必要であると述べている。その具体的な理由として約半数の職員が、一人当たりの職員が受け持つ子どもの数が非常に多いからと述べている。実際、平均して、職員一人当たり20件以上を受け持っているのは13都県に上る。一般に、職員一人あたりがみる適切な子どもの数として20人未満とされている。以上の状況からみて、虐待の最前線に立つ職員たちの苦しさがうかがえる。

9. 児童相談所の職員の専門性

児童相談所の職員の専門性は児童虐待の問題に取り組む職員にとって重要である。児童相談所の職員は適切な判断が出来るようになる年数は何年であるかという調査に対し、3年以上と答えた職員が約4割で、5年以上と答えた職員が約3割であった。しかし、実際に勤務している職員の勤務経験年数は3年未満が50%を超えている。

原因分析

10. 児童相談所の職員の問題

児童相談所職員の負担が増加している原因は虐待の相談対応件数が増加しており、その対応に職員が追いつけていないからである。先程も述べたように、児童相談所の職員は絶対数が足りていない上に、虐待に対する専門性も持ち合わせていない。そのため、職員たちは子どもに対して十分なケアをおこなえていないという現状がある。つまり、相談対応件数を減らすことは出来ないため、職員を増員し、専門性を向上させて職員の負担を減らす必要が出てくるのだ。

11. 養育者が虐待をする原因

養育者が虐待をする原因とは何か。児童相談所がおこなった調査によると、以下のような結果を得ることが出来た。

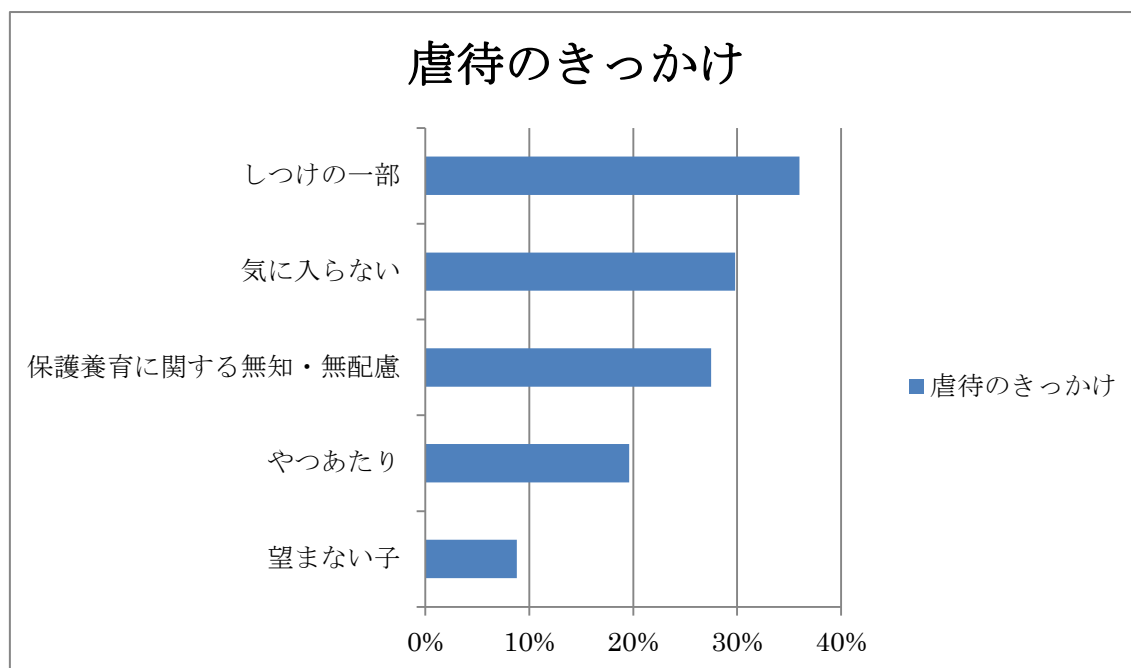


図4 虐待のきっかけ

萩原玉味・岩井宜子(1998)『児童虐待とその対策—実態調査を踏まえて—』多賀出版
より作成

図4をみるとわかるように、子どもに虐待を加えた保護者のうち、約36%は「しつけの一部」としてそれを考えていた。実際、親の中には子どものために思って厳しく接することがあると予想される。たとえば、大声で叱責したり、体罰を加えたりすることである。これは、子どもの視点で見たときに彼らに悪影響が出る恐れのあるものであった場合、親の行動目的の如何にかかわらずそれを虐待としてみることをあらわしている。

また、「気に入らない」ことが原因として挙げられたものが約 30%で、「やつ当たり」を原因としてあげた割合が約 20%である。この 2 つのいずれの原因も保護者の心理的な問題に起因していると考えられる。たとえば、保護者のストレスのはけ口として子どもが選ばれている可能性があるといえる。

また、図 4 の保護養育に関する無知・無配慮の項目について、厚労省のアンケートによると、養育者が虐待に及んだ理由として、育児不安が約 25%、養育能力の低さが約 30%となっている。そして、育児不安の原因の 8 割は知識不足からくるのである。つまり、「育児不安」と「養育能力の低さ」に共通して言えることは、養育者の子育てに関する知識が欠けているということだ。

12. 児童相談所職員の専門性の不足

児童相談所の職員の専門性の問題も指摘されている。児童福祉司に求められる専門性は、行政職とはその特性が大きく異なっている。行政職の職務の特質は、法令に基づく厳正・公正・公平な業務の遂行であり、そのためには行政マンとしての倫理と法制度に対する理解が重要となる。そして、部署によって求められる法制度の内容は異なる。だが、仕事への態度や方法論は多くの部署で共通しているため、どの部署に着任してもとても短期間で業務遂行が可能となることが多い。これを採用時点で一般行政職とは別に福祉に関する専門職として採用される者である福祉職とくらべて考察すれば、福祉職の場合は、人間や人生を洞察し、課題を抱える人たちを受容し寄り添うといった対人援助職としての人格的側面が専門性の核をなしているため、これらは短期間で身につくものではなく、膨大な経験の蓄積と人間としての研鑽が不可欠となる。つまり、専門性の特質が基本的に福祉職と行政職とは異なるのである。実際に、全員を行政職で任用している自治体について、「専門性の確保の問題」が約 6 割の自治体から、「ケース対応の困難性」が約 3 割の自治体から出されていることを見ても、行政職が専門性において問題があると認識されていることがわかる。また、全員を福祉職で任用している自治体からは、「専門性が発揮できる」という回答が約 7 割得られている。人事異動について、「人事異動により専門性の蓄積が難しい」といった指摘があるなど、決して好ましいとは受け止められていないと考えられるにもかかわらず、現実には数年で異動がなされているのは、バーンアウトする職員の増加、同一組織での勤務経験が長くなることによる昇任の困難さなどが主な理由である。しかし、これらの問題は合計しても約 20%と低く、約 70%は未回答であるため、本当に問題となっているのかはわからない。そのため、子どもを助けることを最優先して考えてみたとき、児童相談所職員の専門性を高めることは重要であるといえる。専門性を高めることにより子どもに対するより細かなケアが出来ると考えられる。さらに、児童相談所職員を増やすことにより、職員がバーンアウトする可能性が低くなるため、異動の必要性は低下するといえる。

13. 児童養護施設の逼迫

一時保護され、必要と判断された児童は児童養護施設に入所する。そして養護施設で育つ約 8 割が問題解決・安定へと向かう。しかし現在、職員の平均年間労働時間は 2,800 から 3,200 時間で、過労死のラインである 3,000 時間を超えている。このままでは児童養護施設がパンクすることになりかねない。

政策

14. 解決の方向性

虐待の問題を解決しようと考えるとき、必要なことは 3 つに分けられる。

①発生予防

②子どもの救出

③子どものケア

①の発生予防について、虐待がなぜ発生するのかを考える。そしてその発生原因を取り除くことにより発生を予防する。具体的には養育者のストレスを取り除くことなどを通じた養育者への子育て支援の充実である。②の救出について、救出とは虐待を受ける子どもを発見、保護などをさす。そこで、現在虐待を受けている子どもたちを救うことができない問題を考える。また、それを基にして救出の方法を考える。たとえば、児童相談所職員の増員、専門性の向上があげられる。③のケアについて、子どもを虐待から救出したあとのケア態勢を充実させることで、子どもを救うことが出来る。たとえば、児童養護施設の労働環境改善などが政策として挙げられる。

15. 養育者への育児知識の提供

現在、養育者への養育の知識提供の場として自治体や病院が開催している母親学級、両親学級などがある。しかし、このプログラムは主に妊婦に対する出産の知識を提供する場であり、子育ての知識の提供は行われぬ。そこで、母親学級のカリキュラムに子育ての知識を与える授業を組み込む。こうすることにより、子育ての知識を学ぶことができ、育児不安の解消につながり、児童虐待の原因である子育ての知識不足が解消される。しかし、母親学級に参加しない親がいることも事実である。したがって、母親学級に参加することを義務化することにより、欠席者を減らすことも必要だ。

16. 児童相談所の職員の増員

先ほども述べたように、児童相談所の職員数は足りていない状況にある。彼らの負担は大きく、彼らの約 9 割が最低でも現在の 1.5 倍の人数の確保が必要であると述べている。したがって、現在の約 2,500 人の職員数を 1.5 倍である 3,750 人に増員させる。こうすることにより、職員一人あたりが受け持つ子どもの数を減らし、より丁寧なケアを施すことができる。

17. 児童相談所職員の専門性の向上

現在、児童相談所職員には専門性がないことが指摘されている。そのため、児童相談所の職員を人事異動の多い行政職で採用せず、人事異動の少ない福祉職で採用する。これにより、児童相談所職員の人事異動を減らし、児童相談所での業務に専念させることにより、職員の専門性を高めることが出来る。

18. 児童養護施設職員の増員

先ほど述べたように、一時保護され、必要と判断された児童は児童養護施設に入所する。しかし現在、職員の平均年間労働時間は2,800~3,200時間で、過労死のラインである約3,000時間に迫っている。これでは、将来的に児童養護施設の制度が崩壊する恐れがある。したがって、職員を7,000人増員させる。こうすることにより、職員一人当たりの年間の仕事時間を約2,000時間に減らすことができ、職員に余裕が生まれるといえる。

参考文献

上野加代子・野村知二(2003)『〈児童虐待〉の構築—捕獲される家族—』世界思想社

萩原玉味・岩井宜子(1998)『児童虐待とその対策—実態調査を踏まえて—』多賀出版

津崎哲郎・橋本和明(2008)『児童虐待はいま—連携システムの構築に向けて—』ミネルヴァ書房

森下正康(2010)『児童の心理—パーソナリティ発達と不適応行動—』サイエンス社

岡田隆介(2001)『児童虐待と児童相談所—介入的ケースワークと心のケア—』金剛出版

内田良(2009)『「児童虐待へのまなざし」—社会現象はどう語られるか—』世界思想社

丸山浩一(2009)『児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究』財団法人 こども未来財団

「児童相談所 福祉司94%『負担過大』」

<http://www.jinken.ne.jp/flat_topics/2010/12/post_78.html>平成24年9月2日閲覧

「児童福祉司不足、都市部で深刻化 虐待対応遅れの恐れ - 教育」

<<http://www.asahi.com/edu/kosodate/news/OSK201005160106.html>>平成24年9月2日閲覧

「児童養護施設職員の仕事とその専門性」

<http://www2.nagano.ac.jp/ishihara/20040607child_welfare.htm>平成24年9月2日閲覧

「第2章 児童相談所の組織と職員 | 厚生労働省」

<<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv11/01-02.html>>平成24年9月2日閲覧

「子ども虐待対応の手引きの改正について | 厚生労働省」

<<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv36/>>平成24年9月2日閲覧

「児童福祉司 相談増に対応できず」

2012 年度前期早稲田大学雄弁会
9 月合宿レジュメ

<<http://blog.goo.ne.jp/honto-no-koto/e/7100f68f0dc1f18afaeb44efc1b8569b>>平成 24
年 9 月 4 日閲覧

「児童虐待の防止等に関する意識等調査」

<http://www.soumu.go.jp/main_content/000094685.pdf>平成 24 年 9 月 2 日閲覧